

## 意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

## 1 指名競争入札（地域の守り手育成型方式）について

今年度より試行導入しております工事の指名競争入札（地域の守り手育成型方式）に関して、制度のあり方や運用についてご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

昨年、業界が求めたのは、県との災害応援協定締結及び災害時出動実績、県の除雪・維持補修業務を担っている「地域の守り手」としての地元企業の受注機会の確保と地域密着型総合評価による県発注工事の受注の偏りを改善することであった。これに対して、県は3千万円未満の工事の一部で指名競争入札を試行することになった。

昨年の意見聴取の際、委員から「指名競争で受注者の偏りを解消できるという認識か」との質問に対し、当協会は「目的と設定基準による」と答えており、その主旨は3千万円未満の工事については、県の地域貢献の実績がある企業を評価して、それらの企業の受注機会の確保を求めたものである。

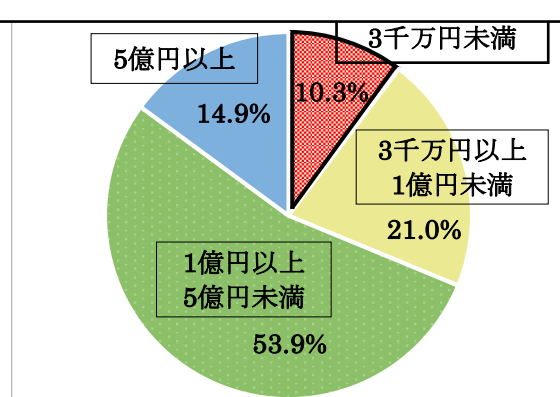
しかし、現時点において、県との災害応援協定締結や災害時活動、県の除雪、維持補修業務等の実績がない企業が受注した事例が散見され、県の災害活動や除雪、維持管理業務を行う企業の受注環境改善にはつながらない。

これは担い手育成という名目で地域貢献の評価対象を県の実績だけでなく国・市町村の実績まで広げたためであり、県の実績に限定すべきである。

一方、公共工事は品確法が制定されているとおり品質確保が大前提であり、下請け中心の企業や一般土木・舗装の公共工事の完工高が極端に少ない企業などについては技術的適正を厳格に評価する必要がある。

また、「公平性を高めるため認定された企業は最低1回選考するようにするなど特定の者に偏らないようにする」とのことであるが、それは同様の施工能力があって成り立つことであり、指名数に拘らずに地域や工種、工事内容、規模に応じた指名内容とすべきである。

県発注工事金額ベース割合（令和元年度）



### ①同一発注種別の施工実績について

- ・過去15年度以内の同一発注種別の施工実績は、国及び市町村も対象としているが、県の指名競争入札における一般土木・舗装については県の実績のみを対象とすべきである

### ②地域貢献（災害応援協定締結、災害活動、除雪・維持補修業務）の評価対象の考え方について

- ・これまでどおり県の実績のみを対象とすべきである
- ・国、市町村の入札制度とも自らの施設の管理実績のみを評価対象としており、県施設の管理実績は評価対象にしていない
- ・県のみが国・市町村の実績を評価対象とするのは公正性を欠く
- ・県の実績がない企業に受注機会を広げるというのであれば、地域密着型総合評価方式で十分対応できる

### ③地域の守り手企業の対象とその評価について

- ・県の災害活動、除雪・維持補修業務を担っている企業のみを対象とすべきである
  - ※地域の守り手育成型は、県の実績がない企業にまで広く育成する考えなのか
  - ※これまで県の実績がない企業に対して災害活動、除雪・維持補修業務を義務付けるのか
  - ※地域の守り手育成ではなく、県の災害活動、除雪・維持補修業務を担っている企業を適正に評価する地域貢献評価型ではないのか
- ・除雪を担う企業はその地域に精通し、道路状況を熟知していなければならず、不慣れな企業に担わせることは現実的ではない
- ・除雪の実態（路線数、延長、県管理と市町村管理での難易度の差）を適正に評価すべきである
- ・県の実績がない企業に受注機会を広げるのであれば、地域密着型方式で十分対応できる
- ・県の除雪、維持補修業務の実績がない企業が受注した事例が散見されるが、これでは県の除雪や災害活動、維持管理業務を行う企業の受注環境の改善につながらない

④指名候補数を県一律に概ね12者以上、選考候補9者以上の考え方について

- ・県内一律に概ね12者以上とした理由は何か
- ・企業数は地域、工種によって大きく異なっており、県内一律に概ね12者以上としたことは地域の実情や特性を反映していない
- ・議事録によると「県の実績評価のみとした場合に候補者数が少ないとの理由で国、市町村の実績まで評価対象とした」と推測されるが、候補者数は地域の実情、工種に応じて柔軟に設定すべきであり、県の実績がある企業（当協会会員企業及び非会員企業）だけで数は十分足りている
- ・品確法に基づく品質確保を最優先に工事内容、規模、難易度等、技術的適正を評価し、結果として概ね12者以上に拘ることなく、選定すべきである
- ・概ね12者以上に基準が揃わなければ地域密着型で実施するとしているが、その考え方は指名者数ありきであり、工事の内容に応じて適切に実施すべきである

⑤指名基準の「地域性」について

- ・建設事務所管内を対象としているが、一般土木・舗装については土木事務所単位が妥当である
- ※地域に密着した工事について概ね12者以上を選定するために、工事箇所と土木事務所管外の遠距離にある企業を選定することは、地域住民目線からしても違和感がある（例えば、南会津管内の東部と西部など）

⑥指名基準の「技術的適正」の評価について

- ・現行制度では、指名候補者一覧表への登載は有資格者名簿に登載されていて過去15年以内の施工実績など一定の資格要件を備えていれば認定申請できる
- ・議事録に「有資格者名簿の総合点の点数の低い業者でもこの工事を十分に行えるというお墨付けがあって名簿に載っている」とあるが、有資格者名簿への登載は必要条件であってそれだけでは十分ではなく、総合点のみで技術的適正を判断することはできない
- ・技術力及び施工能力は、工事の規模・内容・難易度に応じて元受比率等の受注実態、施工管理、工程管理、品質管理、安全管理、現場での問題対応力、書類作成、地元調整、地域貢献等、総合的に判断すべきであり、これこそが究極の総合評価と言える

- 公共調達には物を作って完成させれば済むということだけではなく、工期を守り安全に、発注者に不要な負担をかけずに自社の能力で良質で長持ちする物を調達するということである

#### ⑦ 建築工事特有の意見について

- 建築工事では、除雪・維持補修業務の実績は資格要件に含まれないことから、入札参加者は本店のみとする
- 建築工事は発注件数が少ないため、指名選考内申及び指名選考に当たっては「手持ち工事量」「指名による受注回数」「指名回数」は考慮しない
- 修繕工事については、当該建物を建設した施工会社が建物の使用資材や使用形態を的確に把握していることから、必ず選考する

## 2 総合評価方式（評価項目・配点・評価基準）について

評価項目及び配点等の見直しについて、ご意見等がございましたらお聞かせ下さい。

今回新たに「国・市町村の実績（災害時出動実績及び災害応援協定締結、除雪・維持補修業務の実績）」を評価対象としたことについて

- ・昨年度までは県の実績のみを評価対象としていたが、新たに国・市町村の実績も県の実績と同等に評価することにしたが、その理由は何か。

そもそも地域貢献としての災害時出動、災害応援協定、除雪・維持補修業務は、国、県、市町村がそれぞれの役割に応じて地域を守っているのであって、県だけが国及び市町村の実績を評価するのは公平性を欠く

昨年の当協会の意見に対する県からの回答は「よりよい入札制度になるよう引き続き検証を行います」であった。

見直しに至らなかった次の項目の検討結果についてお聞きしたい。

- ①工事成績の加点見直し（80点以上と、75点～80点未満の差別化）
- ②企業の技術者数に応じた手持ち工事量の評価
- ③配置予定技術者の加点点評価（各種資格の加点を追加）
- ④企業の地域社会に対する貢献度評価に建設業振興の団体活動の重点評価としてBCP（事業継続計画）策定企業の加点点評価の追加
- ⑤65歳以上雇用企業の加点点評価
- ⑥県有公共施設の維持管理の実績を加点点評価
- ⑦品質確保等の確実性の評価（一律7点加点）を発注方式種別に応じた重みを考慮した加点点評価
- ⑧同一市町村実績の評価点の細分化（同種・類似工事の場合の加点増）

### 【建築工事に係る意見】

建築工事は以下のような特有の課題があることから、受注企業の偏りをなくし公平な入札制度維持の観点から、次のような措置が必要である。

## 1. 総合評価方式による受注者の選定

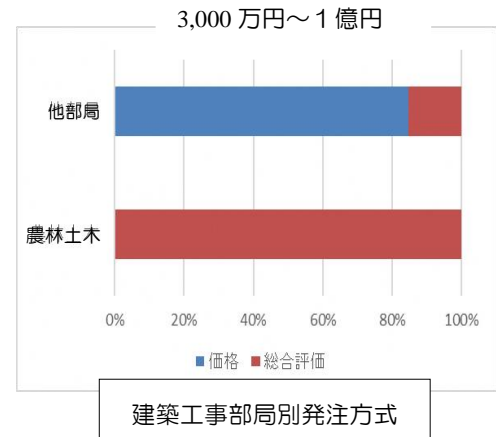
条件付一般競争入札における総合評価方式の適用については、農林水産部・土木部発注工事及び1億円以上のその他部局発注工事について、設計金額により適用区分が定められている。

このため、農林水産部・土木部以外が発注する1億円未満の工事については、価格競争のみでの入札がほとんどであり、令和元年度発注分については、3千万円以上1億円未満の工事のうち総合評価方式での入札は13%にとどまっており、3千万円未満にあつては全てが価格競争となっている。

建築工事の発注割合は、令和元年度においては農林水産部・土木部以外の部局の発注が件数比で約6割を占めている。

総合評価方式は、企業や配置技術者の技術力、地域貢献度などを価格も含めて総合的に評価する方式であり、良質な工事の遂行を担保することについては、発注部局の違いによる差異はない。

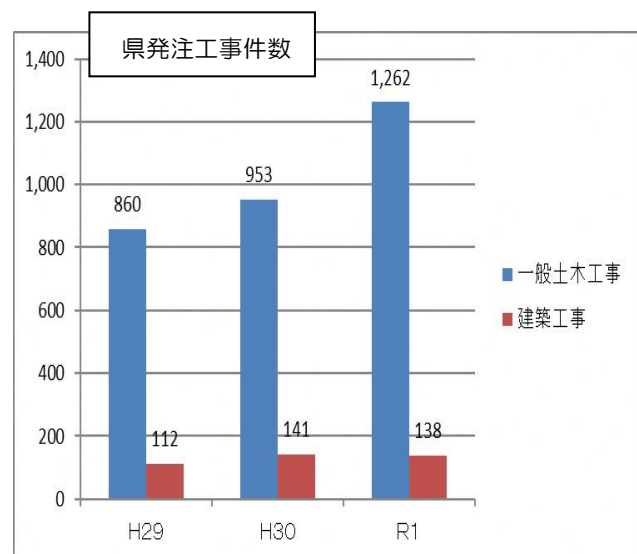
このことから、農林水産部・土木部以外の1億円未満の発注工事にあつても、農林水産部及び土木部と同様の総合評価方式の適用を図ることが必要である。



## 2. 少ない県発注工事

建築工事の県発注工事件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会も限られたものとなっている。

企業及び配置予定技術者の施工能力（同種・類似工事の実績）については、民間工事も加対象となるが、耐震改修や大規模改修、住戸改善工事などは民間ではあまり実例がない。



このため、期間を限定して加点している評価項目について、受注機会の僅少さを補完する必要から、その期間を延長し加対象とすることが求められる。

期間の延長が必要な評価項目は以下のとおり。

①企業の技術力

	意見
施工能力	標準型、簡易型は過去10年以内の場合のみ加算 →標準型、簡易型でも過去10年～15年以内の場合も加算対象とする
工事成績	過去4年以内 → 過去10年以内とする 標準型、簡易型は80点以上の場合のみ加算 →標準型、簡易型でも75点～80点の場合も加算対象とする
優良工事	過去10年以内 → 過去15年以内とする

②配置予定技術者の技術力

	意見
施工能力	過去10年以内 → 過去15年以内とする
工事成績	過去4年以内 → 過去10年以内とする

3. 企業の地域社会における貢献度

同一市町村内実績について、実績が建築工事であっても他工事であっても同一加点となっているが、建築工事と他工事では工種が全く異なることから、**建築工事の実績がある場合は、点数に差を設けるべきである。**（同様に発注工事件数が少ない工事の場合は、当該工事の実績を高く加点する）

	意見
同一市町村実績	標準型、簡易型 2.5点 → <b>建築工事 2.5点、 その他 1.0点</b> 特別簡易型 1.0点 → <b>建築工事 1.5点、 その他 0.5点</b>

### 3 総合評価方式（その他）について

総合評価方式の一部で「週休2日確保工事」や「建設キャリアアップシステム」等を評価項目へ追加見直ししておりますが、新たな項目など、ご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

#### ○総合評価方式における一括審査方式の導入について

令和元年東日本台風災害復旧工事のような参加資格要件等を共有できる複数の工事の発注が同時期に予定されている場合においては、事業の執行における入札・契約手続き等の効率的かつ円滑な実施を行えるよう、国土交通省で実施している「総合評価方式における一括審査方式」（競争参加申請者からの技術資料の提出を1つのみとし、技術審査・評価を一括して実施するもの）を導入してほしい。

#### ○現行の評価項目の整理（再構築）について

総合評価方式は平成20年度の本格導入以来12年が経過し、この間、評価項目については追加・見直しを繰り返し、当初の評価項目数と比べるとかなり増加している。その評価項目の中には、建設業本来の技術力や地域貢献以外の項目も多く含まれていることから、現行の評価項目を一旦整理する必要がある。

### 4 県内業者活用対策について

県内業者の受注促進に向け、ご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

全国を対象区域とする共同企業体による工事の場合は、県内業者を構成員に条件づけることにより、下請契約において多くの県内業者の活用及び県内業者の技術力の向上・育成に繋げることができる。

また、大規模災害の発生時には、現行の復興JVを有効に活用すべきである。



## 5 最低制限価格及び低入札価格調査制度について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、ご意見がございましたらお聞かせください。

### ○最低制限価格等の更なる引き上げについて

品確法に規定されているとおり、適切に施工すれば適正な利益が得られなければならない。公共工事には予定価格制度があり、これは標準的な施工能力を有する建設業者が最も妥当な工法で施工する場合の標準的な価格であるが、これを上回る価格では落札できない仕組み（上限拘束性）となっている。そもそも受注者が暴利をむさぼることなどあり得ないのである。

また、発注者が積算基準に基づき算出した設計金額を正当な理由無く控除して低い予定価格を設定する、いわゆる「歩切り」はあってはならない。幸い、国、県発注工事で歩切りは行われていないが、一部市町村に見受けられる。

一方、仕事量が減少すれば価格競争が激化し、企業は受注するために最低制限価格、又は低入札調査基準価格ギリギリの価格で応札せざるを得ず、仮に受注できたとしても適正利益が確保できずに経営を圧迫し、業界全体の疲弊につながりかねない。結果的に必要以上のコストダウンが粗雑工事や不安全な施工による労働災害・第三者災害を誘発し、県民の生命財産に大きな損失を与える事態を引き起こしかねない。さらに、経営が悪化することで諸課題に取り組む余裕がなくなるだけでなく、従業員の処遇や下請業者等にも影響が及ぶことになり、社会的損失につながりかねない。

したがって、適正利益の確保を規定した品確法に基づき、落札率が少なくとも現行の94～95%となるよう、最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格の引き上げが必要である。ちなみに、現在、被災3県には復興係数による諸経費の割り増し措置があり、措置無しに比べて、工事費ベースで8%程度高くなっている。これは単年度毎の措置であるため、措置が切れた場合その影響は計り知れない。

なお、平成29年9月29日付けの総務省と国土交通省連名の「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」文書では、失格基準価格を低入札調査基準価格に近づけ、適正な施工の実効性を確保することとしている。

このことは昨年も述べているが、この意見に対する県からの回答は「最低制限価格等については試算の結果、国と県は同程度であり、昨年度の平均落札率が約94%であるため、早急な引き上げを要しないと考えています」であった。

しかしながら、当協会が求めた意見は平均落札率ではなく、工事毎の落札率についてである。

○算定式の公表について

現在、本県は最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式は非公表としているが、他の都道府県同様に公表してほしい。

ちなみに、令和元年度に国土交通省、総務省及び財務省が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき実施した、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況調査結果を確認すると、全国で福島県のみが唯一非公表となっている。

## 6 応札環境（入札不調対策含む）

貴団体における応札環境の現在の状況、及び復興・創生期間後の展望についてお聞かせください。

また、復興・創生期間後の展望に関連して、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

### ○応札環境の現在の状況について

従前から述べているとおり、入札不調は工種、ロット、発注時期、現場状況などの理由による。特に小規模工事や仮設工など現場採算性に合わない工事の場合には、標準歩掛での積算ではなく、それぞれの現場に見合った単価、歩掛、見積および工法での設計積算が必要である。

また、技術者不足、短い工期、現場状況に見合わない積算による採算性の問題、総合評価方式の持ち点差により応札しても受注が見込めない、現場までの距離が遠い等で、応札できないケースが考えられる。

なお、企業の受注計画に基づき、配置予定技術者に支障を来たさないよう、不要な工期延長をなくすとともに、契約後すみやかに工事着手できるよう発注前に用地を取得し、支障物があれば移転協議を整えて工程どおり工事にかかれるよう、当初設計図書の精度アップを図るなどの応札環境の改善が必要である。

特に、総合評価方式及び随意契約においては1者応札を認めており、令和元年東日本台風の復旧工事が本格化している現状は、非常時（復興関連工事と合わせて、これまでに最大量の発注件数）であることを踏まえ、電子閲覧及び電子入札で行う指名競争入札（地域の守り手育成型方式）においても1者応札を認め、入札不調を減らす必要がある。

### ○復興・創生期間後の展望について

人口減少の進行により若年入職者を始めとする担い手の確保の深刻化が懸念される。仕事量の面では、東日本大震災の収束、災害復旧工事の完了する一方で、国土強靱化緊急対策、社会資本の老朽化に伴う長寿命化対策の建設需要は増加し、維持管理・修繕系予算の割合が相対的に拡大していくものと推測される。しかし、国・県から中長期的な投資計画が示されないため、将来を見通すことができず不安感が大きくなっている。

建設業が抱える諸課題については、若年技術者の入職やメンテナンス技術者の人材育成・確保を始め、長時間労働への対応、週休二日制導入などの働き方改革、ICT活用による生産性の向上、処遇改善など様々な課題に積極的に取り組まなければならない。さらに、廃業、企業の合併、協業化、経営規模の

縮小、事業承継など、企業の健全経営、維持・存続に向けた新たな局面を迎えている。

なお、現在のように災害復旧工事など仕事量が多くある時は、受注競争の問題が表面化しないが、仕事量が減少すれば受注競争が激しくなり、これまで受注実績がなかった企業が、今回の入札制度によって受注実績をつくり将来有利になることにつながる。

これは、現在県の災害活動、除雪・維持補修業務を担っている企業の弱体化を招き、結果として地域の安全・安心の確保が危機に晒されることになる。

## 7 その他

その他、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

### ○公共調達としての建設工事の入札制度について

公共調達は公共機関が入札によって民間から様々な物品やサービスを購入することであり、透明性、競争性、公正性が求められることは言うまでもない。特に現地での単品生産である建設工事による公共調達には、これに加えて品質の確保は最も優先されるべき絶対的要件である。

一方で、「建設工事は税金を使っているから安いに越したことはない」という主張や、「入札には誰でも平等に参加させた方が良い」、「多くの入札参加者で自由に競争すればするほど公平で良い業者が選択できる」という旧態依然の意見が一部にある。これらの意見は、公正性や品質確保等の担い手三法の観点が欠如した自由競争最優先の考え方であって、行き過ぎた価格競争を招き、ダンピング、安全管理の不備、不適切な施工による粗雑工事等を誘発したこれまでの事実を教訓としなければならない。

このような状況を解消するため、また将来における社会資本の適切な維持管理・更新等の重要性の高まりや、災害対応等の地域建設業の社会的役割が重要視される中で、平成26年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法が改正された。この法改正により、災害対応、中長期的な担い手確保、適切な施工による適正な利潤の確保等を図ることを目的として、予定価格の適正な設定、ダンピング受注の防止等が発注者の責務として明記された。また、地域建設業の存続の観点から「発注者は入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情に応じた多様な入札方式を選択できる」とされた。

さらに、令和元年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」いわゆる新・担い手3法の一体的改正においては、地域建設業の災害対応時の配慮や、指名競争入札の導入等が盛り込まれている。

### ○地域建設業の社会的役割について

近年、令和元年東日本台風など自然災害が激甚化・頻発化しており、地域防災の重要性は年々高まっている中で、地域建設業は危機管理産業として地域の雇用を確保しながら、災害時の初動対応を始め、除雪作業、道路施設、河川・港湾施設等の社会インフラの維持管理など地域の安全・安心の守り手として重要な社会的役割（使命）を果たしている。本来、これらの業務は行政が直営

で実施していた時代があったように法的には行政の管理者としての責務であり、地域建設業はその実務を請負という形式での公務執行の代理者も言える。

また、過疎・中山間地域における建設業は、地域の基幹産業として地域経済を支え、地域の雇用はもとより消防活動、地域の文化・伝統の継承などを通して地域の維持・存続にも欠かせない存在となっている。

#### ○地域の実情を把握することについて

地域実情を踏まえたより良い入札制度を構築するため、除雪や災害復旧、維持管理業務の実態を視察してほしい。

#### ○特定工種（ため池、ほ場整備等）における技術支援型JV方式の導入について

ため池工事は、中山間地の厳しい自然条件（非かんがい期間の施工）の中で高品質の締め固めを行う必要がある。また、ほ場整備工事は、一般計画平面図のみを基に現況を勘察しながら受益者の意見も調整し、精度の高い大区画ほ場を求められる。このように、土地改良工事は、一般土木工事の中でも特殊な工種としての技術を必要とするが、その技術を持った企業が年々減少している。これら特定工種の技術の伝承が急務であることから、特定工種の技術を持った企業数を確保していくことが必要であり、そのためには、実績のある会社と技術を取得したい会社の共同企業体による入札参加を可能としてほしい。

#### ○包括的共同受注方式の拡大・拡充、地域維持型JV方式の導入について

地域によっては、従業員の高齢化や担い手不足等により個社毎での契約では対応が困難となってきており、維持管理体制を確保するため、地域の実態を踏まえ包括的共同受注方式の拡大・拡充及び地域維持型JV方式を導入してほしい。

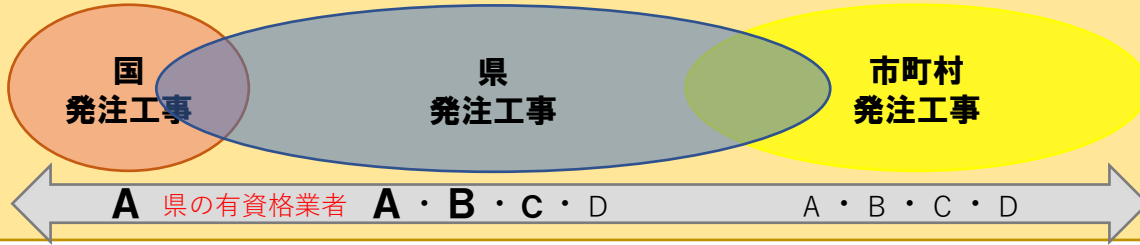
#### ○設計図書に対する質問の適正な期間の確保について

設計図書に対する質問書の受付期間は、公告した日から起算して5日間（公告期間が17日未満の場合は4日間）であるが、現場状況を確認して質問内容を検討するには期間が短いため、発注形態に応じて質問期間を考慮した公告から応札までの期間を適切に確保してほしい。

# 指名競争入札（地域の守り手育成型方式）及び総合評価方式について

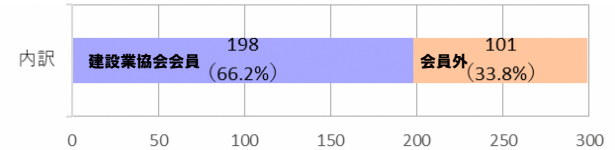
一般社団法人福島県建設業協会  
令和2年12月1日

## 公共工事に係る発注機関と受注企業

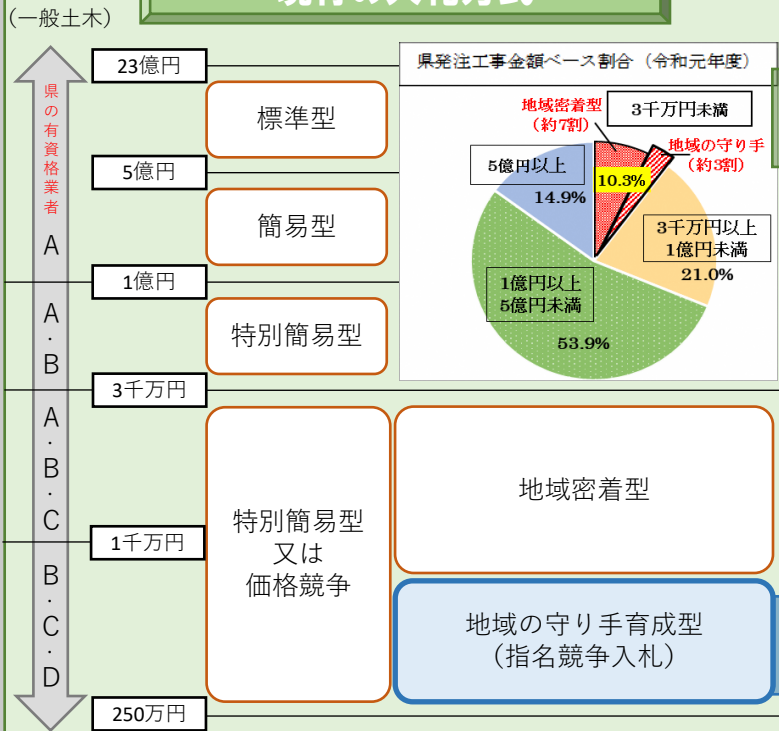


### 県の除雪・維持管理業務実施企業

〔令和元年度県実績299社（うちBランク36社、Cランク11社、Dランク3社）〕



## 現行の入札方式



## 総合評価方式

- ・評価基準（見直し）
  - ①過去3年度以内に国・県・市町村いずれかの災害時出動実績又は災害応援協定締結（今回追加） ⇒ 県の実績のみを対象
  - ②過去3年度以内に国・県・市町村いずれかの除雪業務実績又は維持補修業務実績（今回追加） ⇒ 県の実績のみを対象

## 地域の守り手育成型方式

<担い手育成型ではなく、県の除雪・維持補修業務の実績による地域貢献評価型とすべき>

- ・対象金額：3千万円
- ・発注種別：一般土木・舗装・建築・電気設備・暖冷房衛生設備工事
- ・指名基準（見直し）
  - ①過去15年度以内の同一発注種別の施工実績 ⇒ 一般土木・舗装工事は県の実績のみを対象
  - ②過去3年度以内に国・県・市町村いずれかの災害時出動実績又は災害応援協定締結 ⇒ 県の実績のみを対象
  - ③過去3年度以内に国・県・市町村いずれかの除雪業務実績又は維持補修業務実績 ⇒ 県の実績のみを対象
  - ④指名候補数を概ね12者以上、選考候補9者以上 ⇒ 工事内容、地域の実情に応じて適切に選定
  - ⑤建設事務所管内の対象 ⇒ 一般土木・舗装工事は土木事務所単位
  - ⑥技術的適正（技術力・施工能力） ⇒ 工事の規模・内容・難易度に応じて総合的に判断

※有資格業者名簿の格付け等級・評点、配置技術者の要件、同種・類似工事の実績、同規模工事の実績、地域要件などの条件を満たせば札可能